

訪問介護事業の人員及び設備に関する基準について

(1) 人員に関する配置基準

職種	資格要件	配置基準
管理者	・なし	専らその職務に従事する常勤の者1名
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修課程修了者（介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修1級課程修了者に限る。） ・旧介護職員基礎研修課程修了者 ・旧訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・看護師、准看護師、保健師、助産師 	<p>訪問介護員の中から専ら指定訪問介護の職務に従事する常勤の者を利用者の数が40人（一定の要件（※1）を満たす場合は50人）又はその端数を増すごとに1名以上</p> <p>・利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の職務に従事することができる。</p>
訪問介護員	<ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士 ・実務者研修修了者 ・介護職員初任者研修課程修了者 ・旧介護職員基礎研修課程修了者 ・旧訪問介護員養成研修1級課程修了者 ・旧訪問介護員養成研修2級課程修了者 ・看護師、准看護師、保健師、助産師 ・生活援助中心型サービス従事者研修修了者 	常勤換算方法で2.5以上（サービス提供責任者含む）

【注意事項】

- ① 「専ら従事する」、「専ら提供する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。
- ② 「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）に達していることをいいます。※ 育児・介護休業法により勤務時間短縮されている場合は例外あり。
- ③ 「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤従業者が勤務すべき時間（32時間を下回る場合は32時間を基本）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。
- ④ 「看護師、准看護師」については、訪問介護員養成研修1級課程修了者相当とみなすことができます。ただし、看護師、准看護師としての業務はできません。
- ⑤ サービス提供責任者の配置基準欄の利用者の数は、前3月の平均値（新規指定の場合は推定数）によります。

なお、通院等乗降介助のみの利用者は、0.1名として計算してください。

（※1）サービス提供責任者の配置については、**常勤職員を基本としつつ**、次のとおり、非常勤職員（常勤換算）の登用を一定程度可能とすることができます。（下表参照）

- i 居宅サービス基準上、利用者の数が40人を超える事業所においては、常勤換算を可能とする。この場合、利用者の数÷40（小数点第一位に切り上げた数）以上のサービス提供者を配置すること

- ii iに基づき、常勤換算方法とする事業所については、次の a、b に掲げる員数以上の常勤のサービス提供責任者を配置すること。
- a. 利用者の数が40人超200人以下の事務所
常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数から1を減じて得られる数以上
- b. 利用者の数が200人超の事業所
常勤換算方法としない場合に必要となるサービス提供責任者の員数の3分の2（1の位に切り上げた数）以上
- iii 非常勤のサービス提供責任者については、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数の2分の1以上に達していること。

利用者の数	配置すべきサービス提供責任者人数	常勤職員の配置人数	非常勤職員配置可能常勤換算人数 (ただし、非常勤職員は、1人あたり常勤換算0.5人以上必要)
40人以下	1	1	0
40人超80人以下	2	1	1
80人超120人以下	3	2	1
120人超160人以下	4	3	1
160人超200人以下	5	4	1
200人超240人以下	6	4	2
240人超280人以下	7	5	2
280人超320人以下	8	6	2
320人超360人以下	9	6	3
360人超400人以下	10	7	3

※上記表は、非常勤職員の配置の参考例です。

非常勤職員数の考え方の詳細については、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」の第3-1-1-(2)②による。

(※1) 一定の要件は以下の要件を指し、これらの要件の全てを満たす必要があります。

- 常勤のサービス提供責任者を3名以上配置する
- 「サービス提供責任者の業務を主として従事する者」を1名以上配置する
「サービス提供責任者の業務を主として従事する者」とは、サービス提供責任者である者が訪問介護員として行ったサービス提供時間（事業所での待機時間及び移動時間を除く）が1月当たり30時間以内である者を指します。
- サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている
「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」においてサービス提供責任者が行う業務として規定されているものについて、省力化、効率化が行われていることが必要です。詳しくは「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年老企第25号）」をご確認ください。

(2) 設備に関する基準

設備	内容
事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画	事務室…職員、設備備品が収容できる広さを確保すること 相談室…2名以上で利用可能であり、遮へい物の設置等により、相談の内容が漏えいしないよう配慮したもので、利用者申し込みの受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保しているものであること

必要な設備・備品	訪問介護事業を実施するために必要な設備、備品（机、いす、パソコン、鍵付き書庫等） 手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備、備品
----------	---

(3) 訪問介護と旧介護予防訪問介護相当サービスを同時に行う場合

訪問介護と旧介護予防訪問介護相当サービスを同一事業所で同時に事業を実施することができます。

この場合、訪問介護の人員基準、設備基準を満たしていれば、旧介護予防訪問介護相当サービスの人員基準、設備基準を満たしているものとします。

(4) 共生型訪問介護について

障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護の指定を受けた事業所であれば、共生型訪問介護の指定を受けることができます。詳細は福祉指導監査課までお問い合わせください。